

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県税事務手当のうち一般手当について、月額手当から従事した日1日につき900円を支給する日額手当とすることとします。(第4条関係)
- (2) 社会福祉業務手当のうち、児童福祉司、判定員および児童相談所に勤務する相談員に支給されている手当について、月額手当から従事した日1日につき児童福祉司および判定員にあつては610円、児童相談所に勤務する相談員にあつては300円を支給する日額手当とすることとします。(第8条関係)
- (3) 深夜緊急業務等手当について、12月31日から翌年の1月3日までの日において勤務した場合における手当を廃止することとします。(第21条関係)
- (4) と畜検査手当を廃止することとします。(第24条関係)
- (5) 潜水等作業手当のうち、潜水器具を着用して行う潜水作業に係る手当の額を、従事した日1日につき310円に引き下げることとします。(第30条関係)
- (6) 職員が同じ日に日額による特殊勤務手当の支給対象となる作業または業務の2以上に従事したときの特殊勤務手当の調整の規定について、(1)に伴い必要な改正を行うこととします。(第40条関係)
- (7) この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

(参考)見直しの内容

手 当 名		現 行		見直し後	
(1) 県税事務手当		月額	12,200円～20,000円	日額	900円
(2) 社会福祉業務手当	児童福祉司・判定員	月額	12,800円	日額	610円
	相談員	月額	6,400円	日額	300円
(3) 深夜緊急業務等手当 (年末年始の勤務)		日額	1,500円・3,000円	廃止	
(4) と畜検査手当		日額	420円	廃止	
(5) 潜水等作業手当 (潜水作業)		日額	450円	日額	310円

を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事したもの

(2) 児童福祉司

(3) 判定員

(4) 相談員で次に掲げるもの

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所に勤務する相談員

イ 児童、その保護者その他人事委員会規則で定める者を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事した相談員(アに掲げる相談員を除く。)

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号および第4号イに掲げる職員 従事した日1日につき610円

(2) 前項第2号および第3号に掲げる職員 勤務1月につき12,800円

(3) 前項第4号アに掲げる職員 勤務1月につき6,400円

第8条の2から第20条まで 省略

(深夜緊急業務等手当)

第21条 深夜緊急業務等手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 災害の防止のための応急作業その他人事委員会規則で定める作業を行う職員 深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。第34条において同じ。)の呼び出しにより、緊急に対処する必要がある作業に従事

を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事したもの

(2) 児童福祉司で児童、その保護者等に対する指導、相談、調査等の業務に従事したもの

(3) 判定員で心理学的判定等の業務に従事したもの

(4) 相談員で次に掲げるもの

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所に勤務する相談員で児童、その保護者等に対する相談、調査等の業務に従事したもの

イ 児童、その保護者その他人事委員会規則で定める者を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事した相談員(アに掲げる相談員を除く。)

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号から第3号までおよび第4号イに掲げる職員 従事した日1日につき610円

(2) 前項第4号アに掲げる職員 従事した日1日につき300円

第8条の2から第20条まで 省略

(深夜緊急業務手当)

第21条 深夜緊急業務手当は、災害の防止のための応急作業その他人事委員会規則で定める作業を行う職員が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。第34条第2項において同じ。)の呼び出しにより、緊急に対処する必要がある作業に従事するための登庁の業務に従事したときに支給する。

するための登庁の業務

(2) 12月31日から翌年の1月3日までの日（以下この号において「年末年始の日」という。）において勤務する職員 年末年始の日において行う公務の運営上の事情がある業務で午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるものならびに給与条例第15条第1項または第2項に規定する時間外勤務手当および給与条例第16条に規定する休日勤務手当が支給されない時間におけるもの

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる業務 勤務1回につき500円

(2) 前項第2号に掲げる業務 勤務1回につき3,000円（勤務時間が4時間に満たない場合は、1,500円）

第22条および第23条 省略

(と畜検査手当)

第24条 と畜検査手当は、と畜検査員である職員（食肉衛生検査所に勤務する職員を除く。）がと畜場法（昭和28年法律第114号）第10条の規定に基づく検査の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき420円とする。

第25条 削除

第26条から第29条まで 省略

(潜水等作業手当)

第30条 省略

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる作業 450円

2 前項の手当の額は、勤務1回につき500円とする。

第22条および第23条 省略

第24条および第25条 削除

第26条から第29条まで 省略

(潜水等作業手当)

第30条 省略

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる作業 310円

(2) 省略

第31条から第39条まで 省略

第40条 職員が同じ日に日額による特殊勤務手当の支給の対象となる作業または業務の2以上に従事したときの特殊勤務手当の額は、これらの作業または業務のうち最高の額の特殊勤務手当を支給される作業または業務の特殊勤務手当の額とする。

第41条および第42条 省略

付則 省略

別表第1 県税事務手当 (第4条関係)

区分	金額
	円
3級以上の職員	20,000
2級の職員	18,000
1級の職員でその号給が25号給以上のもの	15,100
1級の職員でその号給が24号給以下のもの	12,200

別表第2および別表第3 省略

(2) 省略

第31条から第39条まで 省略

第40条 職員が同じ日に日額による特殊勤務手当の支給の対象となる作業または業務の2以上に従事したときの特殊勤務手当の額は、これらの作業または業務のうち最高の額の特殊勤務手当を支給される作業または業務の特殊勤務手当の額とする。

2 職員が同じ日に第4条第2項に規定する業務および同条第4項に規定する業務に従事した場合は、これらの業務を1の業務と、これらの業務の特殊勤務手当の額の合計額を当該1の業務の特殊勤務手当の額とそれぞれみなして、前項の規定を適用する。

第41条および第42条 省略

付則 省略

別表第1 削除

別表第2および別表第3 省略